

記入例



政府統計

☆この調査は、統計法に基づく一般統計調査です。
☆この調査により報告された記入内容は、統計法により秘密が保護されます。

あなたの事業所が製造または加工(受託を含む)等により実際に消費した数量を記入してください。溶解炉や電解炉に投入したものを含みます。また、その把握が困難な場合は、原料倉庫から工場現場へ搬出したものを記入しても差し支えありません。

事業所が消費者、販売業者、輸出向けに実際に出荷したもので、同一企業内の他事業所へ出荷したものも含みます。なお、製造加工した最終製品の数量ではありません。

提出先 経済産業大臣
提出期日 翌月 12日
提出部数 1部

秘 非鉄金属等需給月報(消費者用) (2020年 〇〇 月分)

1. 受払		項目	単位	番号	自家発生・自家生産	受入	消費	出荷	月末在庫
		品目			A	B	C	D	E
単位はトン(t)です	電 気	銅	t	0101					
	銅の故又はくず	銅	t	0102					
	銅合金の故又はくず	銅	t	0103					
	電 気	鉛	t	0104					
	再 生	鉛	t	0105					
	鉛の故又はくず	鉛	t	0106					
	電気亜鉛又は蒸留亜鉛	鉛	t	0107		23	45	8	
	再 生	鉛	t	0108			18	32	
	亜鉛の故又はくず	鉛	t	0109	35	30	39	23	14
	すず	鉛	kg	0110					
単位はキログラム(kg)です	すずの故又はくず	鉛	kg	0111					
	アンチモン	鉛	kg	0112					
	水	銀	kg	0113					
	ニッケル	鉛	kg	0114					
	ニッケル又はニッケル合金の故又はくず	鉛	kg	0115					
	コバルト	鉛	kg	0116					
	タングステン	鉛	kg	0117					
	タングステン	鉛	kg	0118					
	モリブデン	鉛	kg	0119					
	モリブデン	鉛	kg	0120					
	銀	鉛	kg	0121					

地金のまま出荷したもの(めっき製品は含まない)

自工場で生産した再生亜鉛の出荷

くずのまま出荷したもの

製造加工途中で発生したもの

消費(C)の欄に計上されたものは「2. 用途別消費」の欄にその内訳を記入してください。(一部品目を除く)

2. 用途別消費		品目	単位	番号	用途					
					A	B	C	D	E	F
					蓄電池	無機薬品	再 生	鉛	管板	その他
単位はトン(t)です	電 気	鉛	t	0201						
	再 生	鉛	t	0202						
	鉛の故又はくず	鉛	t	0203						
					亜鉛めっき鋼板	その他のめっき	無機薬品	亜鉛ダイカスト	亜鉛板	その他
単位はキログラム(kg)です	電気亜鉛又は蒸留亜鉛	鉛	t	0204	20	15				10
	再 生	鉛	t	0205		18				
	亜鉛の故又はくず	鉛	t	0206	12	10			8	9
					蓄電池	硬鉛	鋳物	特殊鋼	減摩合金	その他
単位はキログラム(kg)です	アンチモン	鉛	kg	0207						
	水	銀	kg	0208						
	ニッケル	鉛	kg	0209						
	ニッケル又はニッケル合金の故又はくず	鉛	kg	0210						
	コバルト	鉛	kg	0211						
	タングステン	鉛	kg	0212						
	タングステン	鉛	kg	0213						
	モリブデン	鉛	kg	0214						
	モリブデン	鉛	kg	0215						
		銀	鉛	kg	0216					

A~Fの合計値が消費(C)の値と同じになるようにしてください。

作成された担当者について記載してください。企業や事業所の代表者である必要はありません。また、社印などの押印は必要ありません。

(注)電気銅には銅ケーク、銅ドリットを含めてください。
備考

企業・事業所名	法人番号	事業所所在地	作成者の所属部署名及び氏名
経済産業(株) 霞ヶ関工場	1234567890123	(〒100-8931) 東京都千代田区霞ヶ関 1-3-1	(電話 03 - 3501 - 9918) 鉱物資源課 非鉄金造

ゴム印でも結構です

(2020年 月 日作成)

13桁の法人番号を記載してください。

調査票番号	年	月	分	事業所番号
0 3	2 0 2 0	〇 〇	1 2 3 4	5 6 7 8 9 0

同封した事業所番号を記載してください。従来と同じ番号ですが、お間違えがないか確認してください。